主　　　　　　文

１　一審原告らの本件控訴に基づき、原判決中、同人らの一審被告県に対する各請求のうち次項に記載の部分を棄却した部分を取り消す。

２⑴　一審被告県は、一審原告１に対し、一審被告国と連帯して、１１９０万５８３１円及びこれに対する平成３１年３月２８日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

⑵　一審被告県は、一審原告２に対し、一審被告国と連帯して、１１９０万５８３１円及びこれに対する平成３１年３月２８日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

３　一審被告国の本件控訴を棄却する。

４　一審原告らと一審被告国との間で生じた控訴費用は一審被告国の負担とし、一審原告らと一審被告県との間で生じた訴訟費用は、第１、２審を通じて、一審被告県の負担とする。

５　この判決は、２項⑴及び⑵につき、仮に執行することができる。ただし、一審被告県が各一審原告についてそれぞれ１６００万円の担保を供するときは、当該一審原告について、その仮執行を免れることができる。

６　原判決主文１項及び２項は、仮に執行することができる。ただし、一審被告国が各一審原告についてそれぞれ１６００万円の担保を供するときは、当該一審原告について、その仮執行を免れることができる。

事　実　及　び　理　由

第１　控訴の趣旨

１　一審原告ら

主文同旨（一審被告国に関する部分を除く。）

２　一審被告国

⑴　原判決中、一審被告国の敗訴部分を取り消す。

⑵　上記部分に係る一審原告らの請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は、第１、２審を通じて、一審原告らの負担とする。

第２　事案の概要（以下、略語及び日付は、特に断らない限り、原判決の例による。）

１　亡Ａは、本件殺人事件について有罪判決を受けて服役した後、再審で無罪判決が確定した者であるが、令和▲年に死亡し、相続及びその後の再転相続により、同人の訴訟上の地位を一審原告らが承継した。

本件は、各一審原告が、一審被告らに対し、本件殺人事件についての熊本県警の警察官及び熊本地検の検察官による捜査活動並びに熊本地検の検察官による公訴提起及び公訴追行等が違法に行われたため、亡Ａが損害を被ったと主張して、国賠法１条１項に基づき、賠償金（一審原告１につき、４２４０万５４０４円並びにうち３１０６万３４８３円に対する平成３１年3月２８日から支払済みまで及びうち１００９万８０１５円に対する令和元年１１月９日から支払済みまで民法（平成２９年法律第４４号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年５分の割合による遅延損害金。一審原告２につき、４２４０万５４０３円並びにうち３１０６万３４８２円に対する平成３１年3月２８日から支払済みまで及びうち１００９万８０１５円に対する令和元年１１月９日から支払済みまで同割合による遅延損害金。）の連帯支払を求めた事案である。

原判決は、各一審原告の一審被告国に対する請求を、それぞれ１１９０万５８３１円及びこれに対する平成３１年3月２８日から支払済みまで上記割合による遅延損害金の支払の限度で認容し、一審被告県に対する請求をいずれも棄却したところ、一審原告らは一審被告県に対する請求を棄却した部分を、一審被告国は一審原告らの請求を認容した部分を、それぞれ不服として控訴した。なお、一審原告らは、控訴による不服申立ての範囲を主文２項(1)及び(2)のとおり限定した。

２　前提事実及び争点は、以下のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第２　事案の概要」の２、３のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決６頁１６行目の「３６～３８」を「３６、３８」と改める。

⑵ 原判決７頁８行目の「６月２８日」を「６月２５日」と、１５行目の「殺人等の各公訴事実をついて」を「殺人等の各公訴事実について」とそれぞれ改め、２２行目の「Ａ８の２、」の後に「Ａ９、」を、「１５８」の後に「、１６４」をそれぞれ加える。

⑶ 原判決７６頁８行目末尾を改行して「ウ　原判決の判断について」を加え、さらに改行して別紙２のとおり加える。

第３　当裁判所の判断の要旨

当裁判所は、一審原告らの一審被告国に対する請求は、いずれも、少なくとも原判決が認容した限度で理由があるから、一審被告国の控訴は理由がなく、また、一審原告らの一審被告県に対する請求は、いずれも、少なくとも不服の範囲の限度で理由があるから、一審原告らの控訴は理由があり、原判決をその旨変更すべきであると判断する。

その理由は後記第４のとおりであるが、その要旨は次のとおりである。

１　確定審第一審の判決において殺人の有罪の証拠となったのは、実質的に亡Ａの捜査段階における自白（以下、「亡Ａの自白」などというときは、特に断らない限り、捜査段階における同人の自白を指すものとする。）のみである。しかし、再審無罪判決の確定を経て明らかとなった証拠関係に鑑みれば、亡Ａの自白は、裏付けとなる証拠を欠き、むしろ客観的証拠と矛盾するもので、信用性のないものであることが明らかである。

２　亡Ａの最初の自白は、熊本県警の警察官による、逮捕前の取調べにより得られたものであり、その後の自白の基礎ともなったものである。しかし、この逮捕前の取調べは、計９日にわたって長時間実施されたもので、有力な証拠が乏しい中で、亡Ａが犯人であるとの予断に基づいて、専ら同人に自白させることを目的としてされたものと認められるから、任意捜査の限度を超えるものであり、違法であったといわざるを得ないものである。

この違法な取調べにより、亡Ａは一連の自白をするに至り、これが実質的に唯一の証拠となって確定審第一審で殺人の有罪判決がされ、その後確定したことにより、亡Ａは、同判決後の身柄拘束、服役等により損害を受けたものであるから、一審被告県は、一審原告らに対し、少なくとも、原判決において一審被告国が賠償義務を負うと判示されたのと同額の賠償義務を負うというべきである。

３　検察官は、その地位に鑑みると、被告人を有罪とすることについて合理的な疑いを生じさせることが明らかな証拠が存する場合には、その旨を明らかにした上、公訴を取り消し、又は無罪の論告を行って、公正な裁判の実現を図る義務を負うというべきである。

本件袖片の存在は、亡Ａの自白と明らかに矛盾するもので、これが検察官により明らかにされ、殺人の公訴の取消しがされる等していれば、確定審において殺人の有罪判決がされることはなかったといえる。したがって、一審被告国は、一審原告らに対し、少なくとも、原判決が認容した限度で賠償義務を負う。

第４　当裁判所の判断

１　認定事実は、以下のとおり補正するほか、原判決別紙３「事実経過一覧表」の記載のとおりであるから（以下、同表の各欄を指すときは単に各欄の番号のみを記載し、各欄の記載内容を「番号〇の認定事実」や「番号〇の認定証拠」などと記載することがある。）、これを引用する。

(1)　番号６の認定証拠の「丙３」を「丙２」と改める。

(2)　番号９の認定証拠の「弁論の全趣旨」の前に「甲Ｂ６、Ｂ７、」を加える。

(3)　番号１３の認定証拠「、２６、１０１」を削除する。

(4)　番号１５の認定証拠「乙２７の１、２７の２、」を削除する。

(5)　番号１６及び１７の認定証拠「７」を「Ｂ７」と改める。

(6)　番号４１の認定事実５行目について、「破って切り」の前に「手で」を加え、「血が付かないように」を「血が柄の方に付かないように」と改め、「本件小刀に」の前に「５回か６回くらい」を加える。

(7) 番号４２の認定証拠「、丙２０」を削除する。

(8) 番号４４の認定事実１行目「取調べの後」を「取調べと並行して」と改める。

(9) 番号４８の認定証拠「、９６」を削除する。

(10) 番号５６の認定事実２行目の「(本件袖片)」を「(いずれも本件袖片ではない布片)」と改め、３行目の「人血」の後に「(最大で0.8cm×0.4cm内外大の微黄色味色調の部分があることが確認されていた。)」を加える。

(11) 番号５９の認定事実５行目「それが直接の原因ではなく、」を「それが直接の原因ではありません。被害者から直接の暴行は受けていませんが、」と改める。

(12) 番号６２の認定証拠「乙１５９」の後に「、弁論の全趣旨」を加える。

(13) 番号６３の認定事実５行目「蛇の生殺しみたいに」の後に「長い時間」を加える。

(14) 番号６５の認定事実４行目の「と述べ、」から５行目の「などと」までを削除する。

(15) 番号６６の認定事実７行目「自白」を「自分の言葉」と改める。

(16) 番号６８の認定事実８行目「代わりの弁護士を紹介する」を「電報を打ちなさい、私選を用意してあげます」と改める。

(17) 番号７７の認定証拠「甲Ａ１」の後に「、Ａ２」を加える。

(18) 番号７８の認定証拠「甲Ａ２」の後に「、Ａ３」を加える。

２　確定審における証拠の状態について

認定事実のとおり、本件公訴事実については、確定審で有罪判決がされた時点においても、亡Ａと罪体との結び付き、つまり同人が犯人であることについては、客観的な証拠に乏しかったものである。すなわち、物証としては、亡Ａが自白を始めた後に同人から領置した本件小刀が存する程度であり、この本件小刀にしても、ありふれた物で、血液の付着は認められないことから、それ自体では亡Ａの犯人性を示すものではなかった。被害者の創傷は小刀状の刃物に

よるものであったが、この点は、せいぜい本件小刀が犯行に用いられた凶器であったと考えても矛盾はない、という程度の事情にとどまり、本件小刀が実際に用いられた凶器であったことを積極的に示すものではない（再審手続においては、本件小刀の形状と被害者の創傷は矛盾しており、犯人性を積極的に否定する事情である旨の判断が新たにされたが、本件小刀は、確定審第一審の当時も、積極的な犯人性を示す証拠とはいえなかったものである。）。したがって、亡Ａが犯人であることの証拠としては、同人の自白が実質的に唯一のものであったといえる。

亡Ａの自白の内容は、変遷を繰り返しているが、最終的には巻き付け布自白となったものであり、具体的には、「油を拭いたり砥いだものを拭く時に使う、ねる地みたいな私の古いシャツを、長さ三〇センチ位、幅三センチ位に手で破って切り、その切出し小刀の柄と刃のところに、血が柄の方につかないように、五回か六回位巻きつけてましたが、Ｂを殺して、軒下で軍手を脱ぐ時に一緒に切出し小刀の刃から抜きとって、軍手の中に布ぎれも入れたのです。それで、その布ぎれも、丸めた軍手の中に入れたまま風呂のたき口で燃やしました。」（甲Ｃ３・２月５日付け司法警察員面前調書。甲Ｃ５・同月６日付け司法警察員面前調書はより詳細。）、「私は、確か自分の古いシャツの布を巾三センチ位の所で手で破って切り、長さ三〇センチ位のものを作りました。それを、刺した際に、柄に血が付かないようになどという事から切り出し小刀にグルグル巻きつけたのです。」（甲Ｃ２・２月５日付け検察官面前調書）というものであった。さらに、亡Ａは、２月６日、警察官から、亡Ａ宅で押収されていた布切れ計４片をつなぎ合わせると左袖を欠いたシャツの形になることを示されて、「私が先程申しました切出し小刀の柄と刃体の接合部に巻いた布（中略）は、このワイシャツ式のウエス片からとったものです。このウエスをここでつなぎ合せて貰いましたところ四片に分れており、切れ目も合ってほぼシャツの型になりましたが、左側袖が肩口から全部ありませんでした。私がこの左袖を切り

開いてウエスとして使っていたものを切出し小刀の柄の部分に巻いたり（中略）したもので、あとで風呂たき口に燃してしまったのです。」（甲Ｃ５・２月６日付け司法警察員面前調書）と供述し、翌７日には、検察官に対し、本件小刀に巻き付けたとされる布片について、「切り出しナイフの柄の根元に巻きつける為、巾三センチ、長さ三〇センチ位に切り裂いた布切れ」、「（その古い切れというのは）ネル地の様な布地のスポーツシャツ（を切り破って使っていたもの）」（乙１１０・２月７日付け検察官面前調書）と説明したものである。

亡Ａの自白を記載した各調書は確定審で証拠調べがされ、４月８日の確定審第一審第１回公判期日で実施された検察官の冒頭陳述においては「柄と刃の接合部分に幅約三センチメートル、長さ約三〇センチメートルの布切れを巻いて準備し」、「前記切り出し小刀を巻くのに用いた布切れや軍手を自宅内の風呂の焚口に放り込み、（中略）燃やした。」というように自白の内容に沿った陳述がされ（乙１７５）、確定審第一審判決においても、同各調書が証拠の標目に掲げられた上、罪となるべき事実において、「右切出小刀の柄に血液が付着するのを防ぐため、同室内にあった古いシャツの布切れを幅約三センチメートル、長さ約三〇センチメートルほど切り取って右切出小刀の柄と刃の接合部分に巻きつけたうえ」、「前記切出小刀を（中略）取り出し、前記布切れを引き締めてさらにかたくその刃体の根元に巻きつけたうえ」というように、巻き付け自白の内容に沿って事実認定がされ、量刑の理由でも「凶器の切出小刀に巻きつけた布切れを焼却し」たとの自白の内容に沿う事実が摘示され、これが罪証隠滅行為として亡Ａに不利な情状とされている（甲Ａ５、乙１６４）。このように、確定審における有罪判決は、亡Ａの自白が実質的に唯一の証拠となり、これに依拠したものであったといえる。言い換えれば、確定審における有罪判決は、亡Ａの自白にあるとおり、本件殺人事件の凶器は本件小刀であり、これにシャツの左袖部分に当たる布片が巻き付けられており、犯行時に同布片には被害者

の血液が付着したと考えられるが、同布片は焼却され、現存しない、との事実を大前提としたものであったといえる。

ところが、実際には、本件公訴提起後である２月１４日に本件袖片が押収されており、これについて血液の付着は認められないとの技術吏員の鑑定書（甲Ｄ９）が同月２８日付けで作成されていたが、本件袖片と先に押収済みであった４片の布切れとは、全て同じ柄の生地であり（甲Ｄ４、９）、これら５片をつなぎ合わせると完全なスポーツシャツの形となり、本件袖片は左袖部分に当たるものであった（甲Ｄ１０）。すなわち、焼却されたはずの本件小刀に巻き付けられたとされる布切れが本件袖片として現存すること、被害者の血液が付着しているはずの本件袖片に血液の付着は認められないことについて、２月の時点で証拠が存在していたものである（なお、甲Ｄ１０は、再審において提出された亡Ａの一審原告代理人でもある弁護士が作成した報告書であるが、その内容は、本件袖片と押収済みの４片の布切れをつなぎ合わせた結果を示したものに過ぎないから、確定審第一審で審理がされていた当時も、同様の状態が通常把握できたものであることに変わりはない。）。これらの事実は、亡Ａの自白の信用性を否定するものであり、仮に、確定審の公判において明らかにされていれば、実質的に唯一の証拠である亡Ａの自白が排斥される結果、本件公訴事実について無罪の判決が言い渡されたはずである。

しかし、実際には、上記の本件袖片を含む５片の布切れや技術吏員の鑑定書は、確定審では証拠調べの請求が一切されておらず、それらの存在も明らかにされなかった（甲Ａ１、Ａ１１、弁論の全趣旨）。その結果、亡Ａの自白の信用性は否定されないままとなり、本件公訴事実の有罪判決の確定に至ったものである。

３　争点１（熊本県警による任意取調べに関する違法性の有無）について

(1) 任意捜査の一環としての被疑者に対する取調べは、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認

められる方法、態様及び限度において許容されるものと解すべきである（最高裁昭和５７年（あ）第３０１号同５９年２月２９日第二小法廷決定・刑集３８巻３号４７９頁参照）。

そして、任意捜査としての取調べは、社会通念上相当と認められる方法、態様及び限度を逸脱する場合には、捜査方法として許容されず、違法であるというべきであり、逸脱が明らかな場合には国家賠償法上も違法というべきである。

これを前提に、以下、熊本県警の警察官が、亡Ａを逮捕するまでにした同人の取調べについて、国家賠償法上の違法性の有無を検討する。

(2) 認定事実のうち、亡Ａに対する取調べの状況に関する部分を抽出すると、別表【取調べと自白に関する事実経緯】のとおりである。被害者の遺体が発見された１月８日から亡Ａが最初に自白をし、逮捕された同月２０日までの１３日間についてみると、取調べがされた日は計９日、合計時間は約８１時間（ポリグラフ検査の時間を含む。同検査は、捜査官がしたものではないが、捜査の一環として事件に関する質問が連続してされるものであり、被検者の身体的・精神的負担は取調べと変わりがない。）に及んでおり、１日当たりの取調べ時間が１０時間前後に及んだ日も多く、極めて長時間にわたっている。この取調べの時間には、食事や休憩の時間も含まれているが、１月１９日の計１２時間４５分の取調べについては、食事及び休憩は昼食時及び夕食時の計２時間にとどまっていること（丙７）などに照らすと、その余の取調べについても、休憩時間は昼食時又は夕食時にせいぜい各１時間程度であったにとどまるとみられる。そうすると、事案が刃物を用いての殺人という重大、凶悪なものであり、亡Ａが取調べを拒まなかったことを考慮しても、不当に長時間にわたり取調べがされたものといえる。特に、自白に至った前日及び前々日である１月１９日及び１８日については、それぞれ１２時間４５分、１３時間４２分（ポリグラフ検査の時間を含む。）の取調べがされており、この２日間の取調べに限ってみても、任意捜査として許容される時間の限度を超えたものといえる。

そして、亡Ａが自白するまでの間、亡Ａの犯人性すなわち同人と罪体との結び付きについては、嫌疑を裏付ける証拠はなく（亡Ａ宅の捜索差押令状の発付なども容易に得られない状態であったとみられる。）、上記の長時間の取調べは専ら亡Ａから自白を得ることを目的としたものと認定せざるを得ず、亡Ａを犯人と目した上での尋問が続いたものと推認される。特に、１月１８日のポリグラフ検査の後は、警察官は、亡Ａの嫌疑が強まったと考え、同日の取調べでは、「被害者を殺したという話をすると言ったのだと思ったが。」、「明日話すというのは、被害者を殺したことを話すのか。」と述べ（認定事実１５）、翌１９日の取調べでは、「被害者を殺したのは、午前０時前にやすんでから翌朝１０時に起きるまでの間か。」、「あんたはずるい。さっきから聞いているとどうも腹が立ってくる。」と述べる等しており（認定事実１６）、亡Ａを犯人であることを前提とし、予断に基づいて尋問をしていたものと認めざるを得ない。にもかかわらず、亡Ａに対し黙秘権の告知をした上で被疑者としての取調べがされたことを確認できる供述調書は、本件証拠上、同人が自白した１月２０日の司法警察員面前調書（乙３０）が最初のものであり、それ以前に黙秘権告知をして被疑者としての取調べがされたことを確認できる調書は見当たらない。

このように、熊本県警の警察官が、亡Ａを逮捕するまでにした同人の取調べは、極端に長時間のものであり、この点のみでも任意捜査の限度を超えるものである上、他に有力な証拠もないまま、自白をさせるために追及を続けたものであったから、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱したことは明らかであり、国家賠償法上違法であるといわざるを得ないものである。そして、このような違法な取調べの結果、亡Ａは、身体的、精神的にも疲弊し、自白するに至ったものと認められ、これがその後の亡Ａの一連の自白の基礎となったものである。

(3) なお、ポリグラフ検査の後に警察官が追及の度合いを強めた点について付言する。

ポリグラフ検査の検査結果は、昭和６０年当時も、これを犯罪の証明のための証拠として用いることについては、証拠能力及び証拠価値のいずれの観点からも疑問が呈されており、実際、確定審第一審においても、亡Ａのポリグラフ検査の検査結果を記載した技術吏員の鑑定書（乙２７の２）は証拠調べがされ（弁論の全趣旨・なお、一審被告国により、本件訴訟と確定審における証拠番号の対照関係を示すものとして提出された上申書によれば、同鑑定書は、確定審第一審での検察官証拠として番号が付されている。）、判決でも、その証拠能力は否定されなかったものの、判決書の証拠の標目には掲げられておらず（甲Ａ５、乙１６４）、「その他供述の信用性を担保しうべき事情」としてのみ用いられている。

警察官としては、このようにポリグラフ検査の信頼性に限界があることを踏まえた上で、その検査結果を安易に採用することなく捜査を行うべきであったのに、上記認定のとおり、亡Ａの取調べに当たった警察官は、亡Ａのポリグラフ検査が実施された後、あたかも同人が犯人であることが明確になったかのような言辞を用いて尋問を行ったものであり、この点についても、取調べは違法であったというべきである。

(4) 以上のとおりであるから、熊本県警の警察官が、亡Ａを逮捕するまでにした同人の取調べは、事案の性質、容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案しても、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容される限度を明らかに逸脱したものといわざるを得ず、国家賠償法上も違法というべきである。

４　争点５（本件公訴追行に関する違法性の有無）について

(1) 証拠の法廷顕出義務及び本件公訴追行の違法性について

刑事訴訟法１条は「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」と定め、検察庁法４条は「検察

官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。」と定めており、これらの法律の趣旨及び条理に照らせば、検察官は、単に被告人の有罪を立証する責務を負うだけではなく、公益の代表者として、被告人を無罪とすべき事案については、被告人の有罪に合理的疑いのあることを示す責務を負うものである。このことは、刑事訴訟法４３５条６号、４３９条１条１項が、検察官において、有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときは、有罪の言渡しをした確定判決に対して再審の請求をすることができると定められていることからも裏付けられるというべきである。

したがって、検察官としては、公訴提起の後、判決言渡しに至るまでの間において、被告人が有罪であることについて合理的な疑いを生じさせる証拠がある場合には、その旨を明らかにした上、公訴を取り消し、又は無罪の論告をする義務を負うというべきである。そして、検察官が、故意又は過失により同義務に違反すれば、被告人が誤判により刑罰に処せられるという重大な結果につながるのであるから、同義務違反が国家賠償法上も違法であることは明らかである。

なお、一審被告国は、最高裁昭和４３年（し）第６８号同４４年４月２５日第二小法廷決定・刑集２３巻４号２４８頁を根拠に、上記の検察官の各義務の不存在を主張するものと解されるが、同決定は、検察官にはあらかじめ進んで相手方に証拠を閲覧させる義務がなく、弁護人にもその閲覧請求権がないことを前提に、裁判所は、訴訟指揮権に基づき、一定の要件の下に、検察官に対しその手持証拠を弁護人に開示すべきことを命ずることができる旨を判示したものであるところ、同決定が前提としているのは、検察官が手持証拠について全般的な開示義務を負わないということにとどまり、被告人が有罪であること

について合理的な疑いを生じさせる証拠がある場合に、検察官がその証拠状況を説明する義務を負うことを否定したものではない。

また、再審により無罪判決が確定した場合であっても、公訴の提起及び追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったときは、検察官の公訴の提起及び追行は、国家賠償法１条１項の規定にいう違法な行為に当たらないとされていること（昭和６２年（オ）第６６７号平成２年７月２０日第二小法廷判決・民集４４巻５号９３８頁）との関係においても、本件は、まさに被告人が有罪であることについて合理的な疑いを生じさせる証拠がある場合なのであるから、検察官において合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑を有していたということはできないのであって、合理的な疑いを生じさせる証拠が存することを説明する義務を怠った場合には、国家賠償法上も違法というべきである。

(2) そこで、検察官が、本件公訴追行において、上記(1)で判示した、有罪であることについて合理的な疑いを生じさせる証拠が存することを説明する義務を怠ったものであったかについて検討する。

上記１で認定説示したとおり、２月の時点で亡Ａの自白に信用性がないことを証明する証拠が存しており、認定事実５８のとおり、確定審第一審の第１回公判期日の前である４月５日には、本件袖片を含む布切れ５片は検察官に送致されており、本件袖片に血液の付着が認められない旨の鑑定書もその頃までには検察官に送致されていたとみられる（認定事実５５のとおり、松橋署には同鑑定書が３月１日に交付されており、そこから間もなく検察官にも関係書類が追送されたと推認できる。）。したがって、検察官は、これらの証拠と亡Ａの自白を検討することで、同自白に信用性がなく、本件袖片を含む５片の布切れや上記鑑定書が、有罪であることについて合理的な疑いを生じさせる証拠であることを把握し得たものといえる。

しかるに、検察官は、本件公訴追行において、その旨を明らかにした上、公訴を取り消し、又は無罪の論告をすることを怠ったのであるから、上記(1)で判示した義務に違反したものといわざるを得ないが、これは意図的に違反したのであれば犯罪的な行為であったとすらいい得るところであり、過失によって違反したものであったとしても甚だしい職務怠慢であったといわざるを得ず、いずれにしても合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑を有していたということはできないから、国家賠償法上、違法であることは明らかである（付言すると、確定審当時の最高裁判例等に照らしても、亡Ａに対する取調べは任意捜査として許容できるか疑義のあったものといえ、確定審を担当した裁判官らが本件袖片等の存在を把握するきっかけがあれば、当初の公判廷での自白にかかわらず、捜査段階の自白の信用性は慎重に吟味され、確定審での判決の結論は自ずと異なっていたはずである。しかるに、検察官は、本件袖片等の存在を明らかにせず、いわば握りつぶした形となっており、その結果、亡Ａの自白に至った取調べの違法性が看過されることになったもので、このような検察官の行動には失望を禁じ得ず、強く非難せざるを得ない。）。

5　争点６（損害）について

亡Ａは、信用性のない自白が証拠とされたため、確定審第一審で本件公訴事実につき有罪判決を受けた結果、その後も身柄を拘束され、服役する等の不利益を被ったのであるから、少なくとも、原判決が認定した、同判決後の身体拘束期間中及び仮釈放後の亡Ａの各逸失利益及び精神的損害並びに弁護士費用は、警察官の違法な取調べにより亡Ａが自白するに至ったこと及び検察官の違法な訴訟追行により同自白の信用性が否定されないままとなったことの、いずれとも相当因果関係のある損害であるといえる。また、これらの警察官及び検察官の行為については、その態様に照らして少なくとも過失があったことは明らかである。

したがって、一審被告国のみならず、一審被告県もまた、同損害について賠償義務を負うというべきであり、各一審被告の債務は不真正連帯債務の関係にあるものと解される。

損害額の算定、損益相殺及び各一審原告への権利の帰属については、以下のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第３　当裁判所の判断」の７のとおりであるから、これを引用する。

(1)　原判決３９頁２１行目の「本件では、」の後に「熊本県警の警察官による違法な取調べにより、亡Ａが自白するに至った点、また、」を加え、同行目の「血液の付着が認められない」から２３行目の「公判廷において明らかにしなかった」までを「本件袖片等の存在を明らかにせず、本件公訴事実の公訴の取消し又は無罪の論告のいずれもしなかった」と改める。

(2) 原判決３９頁２３行目及び２５行目並びに４０頁１３行目、４３頁6行目、４４頁１８行目、２２行目及び２５行目の「検察官」の前に「警察官及び」を加える。

(3)　原判決３９頁２５行目の「なければ、」の後に「違法に採取された自白が証拠とされることはなく、あるいは、」を加え、同行目の「亡Ａの従前の自白の信用性」から４０頁４行目の「しか残らないこととなる結果」までを「本件公訴事実の公訴の取消しに基づく公訴棄却決定により審理対象から除外され、または、無罪の論告によって」と、同頁6行目の「無罪とし」を「無罪とする結果となり」と改める。

(4) 原判決４２頁１９行目及び４５頁3行目の「被告国」の前に「一審被告県及び一審」を加える。

６　以上のとおりであるから、その余の争点について判断するまでもなく、一審原告らの控訴は理由があるが、一審被告国の控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第５民事部

裁判長裁判官　岡田　　健

裁判官　藤井秀樹

裁判官　高橋良徳

別紙2

公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足り（芦別国賠最高裁判決）、公訴追行に際して、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程によって有罪と認められる嫌疑があれば、当該公訴追行は違法性を欠くと解されるが、ここでいう合理的判断とは、客観的かつ一義的に定まるものではなく、論理則、経験則の許容する範囲内で個人差が生ずることは避けられないため、法の予定する一般的な検察官を前提としても、その判断に一定の幅があることは認められなければならず、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なお行き過ぎで、論理則、経験則、に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達している場合に、初めて違法と判断されると解すべきである。

本件において、検察官は、亡Ａが被害者を刺殺したという自白の信用性を肯定する事情が複数認められたこと、亡Ａが確定審第一審第５回公判期日以降にした否認供述には自白から否認に転じた理由につき合理的説明はなかったこと等に鑑み、本件小刀に何らかの布片を巻き付けて被害者を刺殺したという限度で、犯行に関する亡Ａの自白の信用性を認める一方で、本件小刀に巻き付けた布片は、本件シャツから破って切ったものである旨の亡Ａの供述が客観的な事実と齟齬していることについては、犯行に関する自白の信用性に影響を及ぼすものではないと考え、亡Ａに有罪の嫌疑が認められると判断したものであるが、かかる検察官の判断は、論理則、経験則に照らして十分にあり得る証拠評価及び法的判断であり、合理性を有するものである。

したがって、公判担当検察官のかかる証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の

幅を考慮に入れても、なお行き過ぎで、論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達しているとはいえない。

しかるに、原判決は、確定審第一審第19回公判期日時点でも、亡A が被害者を刺殺したという自白の信用性を肯定する事情が複数認められたということや確定審第一審第5回公判期日までの亡A の供述経過を十分に考慮せず、本件袖片の存在や本件小刀から血液反応が確認されなかったことをもって、亡A の自白を犯人性の有無の判断資料とすることは許されず、亡A に有罪と認められる嫌疑があると判断することはできないなどとしたものであり、自白の信用性の評価や公訴追行の違法性の評価を誤るものである。

加えて、原判決は、公判担当検察官に、「裁判所において、本件袖片残存の事実が明らかになったことを前提とした審理・判断がなされるよう、個々の訴訟追行をなすべき注意義務」があったとしているが、検察官にかかる義務を課す規定は刑事訴訟法等を始めとする法令上存在せず、判例によってもかかる義務を認めたものはないのであって、かかる注意義務があるとしたこと自体、法令・判例に違反し、明らかに誤っている。

すなわち、検察官が請求している特定の供述証拠について、その一部が客観的な事実関係と整合しないという事情が存在する場合に、検察官が、論理則、経験則に基づき当該事情が供述の核心部分に関する信用性に影響を及ぼさないと合理的に判断した上で、当該事実関係について冒頭陳述等において積極的に主張しておらず、かつ、裁判所から当該事実関係の存否にかかる求釈明や証拠提出の促し等がないにもかかわらず、「裁判所において当該事情を前提とした審理・判断がなされるよう検察官が訴訟追行をなすべき注意義務」を負うとすれば、結局のところ、原判決が明確にその存在を否定した「証拠の法廷顕出義務」を検察官に義務付けるに等しい結果となり、当事者主義を基本とする刑事訴訟法の法体系に整合しないのであって、その判断の誤りは明らかであるから、原判決は取り消されるべきである。

以　上

別表　　　　　　　　　　　取調べと自白に関する事実経緯

月日（公訴提起までは曜日も記載）		捜査等の状況	取調べ及び供述の状況	（任意取調べのみ）取調べ時間
1月5日	土	被害者宅での飲食の際、亡Ａは、被害者と激しい口論となり、被害者から罵倒され、つかみかかられそうになる。		
1月8日	火	午前９時３０分頃、被害者が同人方室内で死亡しているのが発見される。	任意取調べ （供述内容） １月５日夜の被害者らとの飲食や口論などの状況。	午後７時３０分頃～午後１１時５６分頃 （食事や休憩の時間を含む。） ４時間２６分
1月9日	水	被害者の遺体の司法解剖が実施される。 １５か所の創傷が認められ、成傷器は約０．２ないし０．３ｃｍの厚さの刃の果物ナイフ様の刃物一種類と思われた。	任意取調べ （供述内容） １月５日に被害者宅で４名で飲食した際、被害者やＣと口論になった状況や、被害者とＣから咎められて追い出され、亡Ａ一人で帰宅したことなど。	午前９時～午後９時頃 （食事や休憩の時間を含む。） １２時間
1月10日	木		任意取調べ （供述内容） １月７日は朝からずっと家にいたことなど。	午前１０時２５分頃～午後８時２０分頃 （食事や休憩の時間を含む。） ９時間５５分
1月11日	金		取調べなし	
1月12日	土		任意取調べ	午後０時１０分頃～午後８時３０分頃 （食事や休憩の時間を含む。） ８時間２０分
1月13日	日		任意取調べ （供述内容） 自らの身上関係（学歴、職歴、家族関係等）、被害者の性格、１月５日の出来事について、同日の行動や、被害者宅へ移動して飲食し、口論となった状況、帰宅した後の状況等。	午前１０時２５分頃～午後８時２０分頃 （食事や休憩の時間を含む。） ９時間５５分
1月14日	月		任意取調べ （供述内容） １月１日から同月８日までの行動など。	午前９時頃～午後３時頃 （食事や休憩の時間を含む。） ６時間
1月15日	火		取調べなし	

1月16日	水		取調べなし	
1月17日	木		取調べなし	
1月18日	金		ポリグラフ検査 複数の質問に対して、顕著な特異反応又は特異反応があった。	午前９時１０分頃～同１１時３７分頃 ２時間２７分
			任意取調べ （供述内容） 犯行を否認。 午後１１時前頃、警察官が、「被害者を殺したという話をすると言ったのだと思ったが。」と問いかけると、約２０分間の無言の後、「明日話します。今日は帰して下さい。」などと述べた。警察官が、「明日話すというのは、被害者を殺したことを話すのか。」と何度か確認したところ、「はい。明朝８時半に出てきます。」などと述べた。	午後０時頃～午後１１時１５分頃 （食事や休憩の時間を含む。） １１時間１５分
1月19日	土		任意取調べ （供述内容） 警察官が、「昨夜、明日話すと言ったが。」と問うと、「私は、午後１１時半頃被害者宅を出て、テレビを見た後、午前０時前にやすみ、翌朝１０時頃起きた。」などと述べた。警察官が、「被害者を殺したのは、午前０時前にやすんでから翌朝１０時に起きるまでの間か。」と尋ねると、「そういうことになるですね。」などと答えた。さらに、警察官が、「結局、君は被害者を殺してはいないということか。」と聞くと、亡Ａはそのまま黙り込み、その後はほとんど質問に答えず、午前１１時頃からは「言えません。」、「言いたくありません。」などの返答をするようになり、これに対し、警察官は、同日午後、「あんたはずるい。さっきから聞いているとどうも腹が立ってくる。」などと述べた。 夕食後、「今はまだ言えません。言いたくありません。」などの供述を繰り返していた。 午後８時３０分頃に取調室に入室してきた警察官に諭されると、涙を流し、肩を奮わせながら、「本当にすまないと思っています。すみませんが、今夜は帰してください。私にはもう耐えられません。」、「ポリグラフ検査を受けた時から逮捕されることは覚悟していました。他に証拠も出そろっているでしょう。どうして逮捕してくれないのですか。」、「自首したら、もう犯人だと決まってしまうけど、逮捕されただけではまだ犯人と決まったわけではないのだから、私は何も言わずに逮捕され、三日ぐらい経って世間が忘れたころに自白しよう、それなら新聞に出ないですむのではないかと考えて、何も言わず逮捕されるのを待っていたのです。」などと述べ、否認のまま逮捕されたいという趣旨の話を繰り返した。 取調べの終わり際に、警察官が「明日家に行ってもいいか。」と聞くと、「家に来るなら来てもいい。」旨の返事をした。	午前８時３０分頃～午後９時１５分 （食事や休憩の時間を含む。） １２時間４５分

1月20日	日	午後１１時０３分、殺人の被疑事実で亡Ａを逮捕。 本件小刀を領置。 亡Ａが軍手の投棄場所であると供述したＤ川を検索（軍手の検索１回目）。片方のみの軍手が７片発見されたが、丸められた状態のものではなかった。丸められた状態の軍手を橋からＤ川へ投棄して、その移動状況を確認する実験を開始。	（亡Ａ宅において）任意取調べ （供述内容） 警察官が、前日の約束どおり供述するよう求めたところ、しばらくためらい、押し問答が続いた。午前１０時４０分頃、警察官が、「昨日話すと言っていたがどうか。」とさらに尋ねると、数秒沈黙した後、意を決したような顔つきになり、「私がやりました。」と答えて本件犯行を一気に自白し始め、犯行状況等については、「１月６日の午前1時３０分頃、被害者宅のコタツの部屋に入り、小声で『わりゃ、俺を侮辱したな。』などと言って、右手に握っていた小刀を、被害者の首を狙って一気に突き刺した。被害者が声を上げようとしたので、左首を目掛けて十数回突き刺した。被害者が横向きに倒れて首から血がドクドクと流れ出たので、これで死んだなと安心して、被害者宅を出た。」などと供述した。 自白した理由について、概要、「本件殺人事件のニュースを見て名乗り出ようかとも思ったが、Ｅ町には親戚がおり、別れた妻子もいるので言えなかった。しかし、１月５日夜の被害者宅での出来事についての自分の供述がＣ夫婦の話と食い違っていることや、ポリグラフ検査で犯人との反応が出たことなどから、警察官から諭され、犯人であることを話す気持ちになった。」と供述した。 さらに、「犯行後、自転車で帰宅中、右手の軍手に血が付いているのに気付き、両方の軍手を脱いで丸めた状態でＤ川の橋左側の上流に投げ捨てた。」旨供述し、凶器については、２階の作業場に置いてあった木製の切出小刀（本件小刀）を指示し、「これでやった。犯行後には本件小刀を自宅で念入りに洗った後、砥石で研いだ。」などと供述した。	午前１０時頃～ 午後２時３０分頃 （食事や休憩の時間を含む。） ４時間３０分
1月21日	月	亡Ａ宅の捜索を実施し、ナイフの鞘や砥石等を差押え。 立会人から、赤・茶・白色のチェックのシャツの布片３片等の任意提出。 Ｄ川を検索（軍手の検索２回目）。		
1月22日	火	熊本地検に送致。検察官は勾留請求し、勾留状が発付、執行された。 Ｄ川を検索（軍手の検索３回目）。	検察官の被疑者弁解録取 （供述内容） 被疑事実について概ね認める旨の供述	
1月24日	木	参考人１名から事情聴取。		
1月25日	金	軍手の移動状況の確認のための実験(認定事実１９)を終了。 Ｄ川の水流は、手袋を検索範囲外に流出させる状態ではない旨の結論。	警察官の被疑者取調べ （供述内容） １月５日の夜、被害者宅から自転車で自宅に戻る状況、自宅で凶器として本件小刀を選んでジャンパー右側ポケットに入れる状況、被害者宅へ戻りＦが自宅に帰るのを待つ状況、被害者がＦをＣ宅へ送り届けるのを尾行する状況、自宅へ戻った被害者を殺害する機会を被害者宅の裏側で窺う状況、被害者を殺害する状況、被害者宅から自宅に戻る状況について、詳細に供述。	
1月27日	日		警察官の被疑者取調べ （供述内容） 被害者を刺殺した状況、その後、被害者宅の自転車を投げ捨てた状況、被害者宅から自宅まで帰る状況、橋からＤ川へ軍手を捨てる状況、血が付着した着衣や本件小刀を自宅で洗う状況、小刀を研いで被害者殺害によって生じた「なぶれ」を元どおりにした状況等を供述。	

1月28日	月	Ｄ川を検索（軍手の検索４回目）。 参考人３名から事情聴取。 本件小刀について、血液付着の有無などを鑑定事項として、科捜研に鑑定嘱託。	検察官の被疑者取調べ （供述内容） 「１月６日午前１時３０分少し前頃に被害者を殺害した。昨年５月頃、将棋をする仲間として被害者と話すようになったが、人を見下すような態度が不愉快だった。１月５日夜に飲んだ際に、被害者からひどく罵倒され、許せない、殺してやりたいと思うようになった。」などと供述。
1月29日	火	検察官が参考人１名から事情聴取。 警察官が参考人１名から事情聴取。	
1月31日	木	検察官の請求により、勾留期間延長。	警察官の被疑者取調べ （供述内容） 「警察に衣類を出しているため、血液反応が出るのではないかと思って、１月１６日の夜、自宅にある平凡社世界大百科事典２３巻のルミノール反応の項目を見たことがあった。」などと供述。
2月1日	金	被疑者による犯行状況等の再現のための検証	（検証時の亡Ａの指示説明） 亡Ａは、それまでの供述とほぼ同内容（本件切出小刀で被害者を複数回にわたり刺して殺害した状況や、犯行時に付けてた２枚重ねの軍手を犯行後に４枚重ねて丸めてＤ川に投げ捨てた状況等）の詳細かつ具体的な指示説明をした。
2月3日	日		警察官の被疑者取調べ （供述内容） 警察官が、４度のＤ川の捜索を経ても亡Ａが供述したとおりの状態（４枚重ねて丸めた状態）の軍手は発見されなかったことや、Ｄ川の水流の状況等を説明した上で、改めて、軍手の処分方法について説明を求めたところ、「今夜一晩考えてから、話します」などと供述。
2月4日	月		警察官の被疑者取調べ （供述内容） 警察官が、亡Ａが捨てたという軍手がＤ川から発見されないことを再度説明し、亡Ａに対して、「本当に川に捨てたのか。本当に捨てているのであれば川から出ると思うのだが。」などと尋ねると、「間違いなく川に捨てたので、もう１度探してほしい。」などと供述。 警察官がさらに追及したところ、「本当は、軍手は自宅の風呂の焚口で焼却した」旨を述べ、従前と異なる供述。 従前、Ｄ川に軍手を投棄した旨供述していた理由について、「真実を述べて軍手の燃えかすが見つかる可能性を危惧していた。証拠が出なければ罪から逃れられるかもしれないという一縷の望みがあって嘘を話していた。取調べが進むうちに今さら本当のことを言っても自分のことを信用してもらえなくなるという思いがあり、本当のことを言い出せなかった。」などと供述。 警察官が、他にまだ話していないことがあれば話してほしいと促すと、本件小刀を取りに自宅に戻った際、１月５日に最初に被害者宅に行ったときに履いていた靴から、足音がしないゴム底の靴へと履き替えた旨を供述。

2月5日	火	右記各取調べと並行して、亡Ａ宅を捜索。赤と茶のチェック柄の布片１片、灰約５キログラム、亡Ａ宅敷地内の一斗缶の中にあった靴の底部金具１個等を差押え。 科捜研が亡Ａ宅にあった百科事典の表紙カバーのビニールから採取した指紋が亡Ａの右示指の指紋に符合することが確認されたことや、同百科事典の「ルミノールしけん」に関するページにも手で触れた痕跡が認められることなどを回答。	警察官の被疑者取調べ① （供述内容） 警察官が「軍手を燃やしたのは間違いないか。」と尋ねると、間違いない旨答えた上で、「言いそびれていたが、本件小刀を取りに帰った際、油を拭いたり研いだものを拭く時に使う、ねる地みたいな古いシャツ（本件シャツ）を、長さ３０ｃｍくらい、幅３ｃｍくらいに破って切り、柄と刃のところに血が付かないように、本件小刀に巻き付けた（巻き付け布自白）。その布切れも、丸めた軍手の中に入れたまま風呂の焚口で燃やした。また、１月６日には、犯行時に使った自転車に血が付いているかもしれないと思い、右側ハンドルを古い布で水を付けて拭いた。この古切れは、本件小刀に巻いたのと同じ布を使ったものだが、これもその日に一緒に燃やした。この古切れは、赤と茶のチェック柄ネル地シャツの背中の部分を切ってぼろ切れとして使っていたもので、この布の袖口などは、まだ家に残っていると思う。」などと供述。 本当のことを話す気になった理由について「９９パーセントは犯人とわかっていても、血の付いた軍手が出ないことで無罪を勝ち取ることができるかもしれないと思っていた。しかし、警察での取調べや検証において詳細に説明したので、その望みもなくなり、観念して本当のことを言う気になった。」などと供述。 さらに「１月５日昼過ぎ頃にＣ宅に行った時には赤茶色皮靴を履いていたが、夜に被害者を殺そうと思って亡Ａ宅に帰り、本件小刀を取って出る時、足音がしないゴム底の茶色皮靴に履き替えた。そのゴム底靴には血がついていないことを確認していたので、１月８日に警察に提出した。しかし、１月１８日にポリグラフ検査を受け、犯人としての反応が出たのが分かり、明日は逮捕されると思った。その日に家で風呂を沸かしていた時、赤茶色皮靴が目につき、とっさに、この靴も焚口に入れて燃やした。灰かき棒で燃えた後の灰をかき混ぜ、靴底の中にあるアーチ保持金具を灰から取り出して靴を燃やしたことが判らないようにし、金具が冷えた後、庭にある石油缶の中に捨てた。」などと供述。 検察官の被疑者取調べ（警察官の取調べ①の後） （供述内容） 軍手の処分方法について嘘をついた理由等について、警察官の取調べと同様の供述。 本件小刀に巻いた布について、「自宅二階作業場でかねてから油を拭いたり小刀を研いだ時に拭いたりして使っていた古切れだった。確か自分の古いシャツ（本件シャツ）の布を幅３ｃｍくらいのところで手で破って切り、長さ３０ｃｍくらいの布を作った。」などと供述。 警察官の被疑者取調べ②（検察官の取調べの後） （供述内容） 「自宅２階作業場で本件小刀を取った際、そこに置いていた、ネル地様のスポーツシャツ（本件シャツ）を何枚かに切り破って研いだ物や油や手を拭いたりするのに使っていたボロ切れの端を破って、それを切出小刀の柄と刃体の接合部に巻きつけた。犯行後、同じシャツの切れ端のボロ切れで自転車のハンドルを洗った。このボロ切れのスポーツシャツは、自分が昔着ていたシャツであった。シャツの生地はネル地のような肌色の柄に茶色・赤色など何色かのチェック模様の柄が入っていた。ボロ切れにしたのは、どこをどのように切ったか覚えていないが、幾つかの切れに切って使っていた。」などと供述。 警察官が、なぜ犯行に関係のない赤茶色皮靴を燃やしたのか、道理から外れている感がある、などと追及すると、亡Ａは、「刑事さん達の言われるとおり私も今考えると道理から外れておかしいと思います。でも、犯行に使ってない靴の方を燃やしたことは間違いありません。」と供述。 けん銃と実包を所持していること及びその保管場所を自白。

2月6日	水	亡Ａ宅の捜索差押えを実施。けん銃１丁、けん銃実包１０発、弾丸１９個等４３点を押収。 検察官が司法解剖の担当医から事情聴取。 凶器は一種類で、刃背部の厚さ０．２～０．３ｃｍ、刃幅は２．５ｃｍ内外、刃体の長さは８．５ｃｍ以上の片刃の鋭刃器と思われ、本件小刀（刃背部の厚さ約０．３ｃｍ、刃幅約２．２ｃｍ、刃体の長さ約１１ｃｍ）は、本件殺人事件の凶器である可能性があること等の所見が示される。	警察官の被疑者取調べ （供述内容） 本件小刀に巻きつけた布について、「このウェスの元のシャツの型や柄は、ネル地様のワイシャツ式肌色地に茶色と赤色のチェック模様のシャツ（本件シャツ）であった。」旨を供述。 その後、警察官から、１月２１日に亡Ａ宅から押収された赤と茶と白のチェックのスポーツシャツの布片３片及び２月５日に亡Ａ宅で差押えられた赤と茶のチェック柄の布片１片を提示され、これらの布片をつなぎ合わせるとほぼシャツの型になるが、左側袖が肩口からない（欠けている）ことを確認した上、「この左袖を切り開いてウェスとして使っていたものを、本件小刀の柄の部分に巻いたり、自転車のハンドルを拭いたりしたものであり、後で風呂の焚口で燃してしまった。」旨を説明。 検察官の被疑者取調べ （供述内容） 本件小刀に巻いた布片に関して、「本件小刀に布切れをきちっと巻き、右手で柄を握り、親指と人差し指をあてがい、布切れが外れないように持った。」などと供述。 「軍手の処分方法について嘘をついたのは、やはり、自白したものの、できれば罪を逃れたいという気持ちがあったからであった。軍手を処分したと供述した川は水量も少なく、もし軍手を捨てれば必ずその付近から見つかることは知っていた。軍手が見つからないことと、本件小刀や事件当時着ていた服からは血痕が付着しているとの検査結果は出ないだろうということとが相まって、うまくすれば無罪を得られるのではないかという望みを抱いていた。しかし、一方で、こと細かに事件のことを話すなど、ちぐはぐなことをしてしまった。裏付け捜査も次々と進められ、どんどん証拠が集められているんだろうと思っていたところ、軍手のことを追及され、もはやこれまでと思い、真相を話した。それとともに、もはや隠しごとをしても無駄と思い、本件小刀にぼろ切れを巻いて刺したこと、自分の自転車のハンドルを拭いたこと、赤茶色の皮靴を燃やしたこと、自宅にけん銃などを隠し持っていたことを話した。分かってもらいたいのは、情状を良くしようと思ってそう述べたのではなく、最初に嘘をついた後、そのまま引っ込みが付かなくなって嘘を話し続けてしまっていたということである。」などと供述。
2月7日	木		検察官の被疑者取調べ （供述内容） 犯行後に被害者宅から自宅まで戻る際に乗った自転車について、「自転車にも血が付いているかもしれないと思い、２階作業場にあったぼろ切れでハンドルを拭いた後、ぼろ切れは風呂の焚口に放り込んで燃やした。そのぼろ切れは、本件小刀の柄の根元に巻き付けるため、幅３ｃｍ、長さ３０ｃｍくらいに切り裂いた布切れの残りのものだったと思う。そのぼろ切れを選んだ理由は特になく、作業場に行った際、たまたま手近な所にあったので取っただけであった。なお、その古い切れというのは、自身が６年位前まで使っていたネル地のような布地のスポーツシャツ（本件シャツ）を、かねて工作をする為に何枚かに切り破って研いだ物や油を拭いたりするのに使っていたものであった。」などと供述。
2月9日	土	科捜研が、本件小刀について、血液の付着を証明し得ない旨を回答。	
2月10日	日	本件公訴提起	
2月14日		亡Ａ宅の北側倉庫壁付近通路及び垣根付近から亡Ａ宅の東側畑地付近を捜索。同倉庫と住家の境付近角において、赤と茶のチェック柄布１片（本件シャツの左袖部分の布片（本件袖片））及び汚れたタオル地の布片１枚を発見し、立会人から任意提出を受ける。 科捜研に対し、上記のとおり発見された本件袖片について、血液付着の有無などに関する鑑定嘱託。	

2月20日		科捜研が、本件小刀について、血液の付着を証明し得ない旨を記載した鑑定書を提出。	
3月1日		科捜研が、本件袖片について、血液の付着を証明し得ない旨を記載した鑑定書を提出。	
3月8日		科捜研が、１月２１日に任意提出を受けた①赤と茶のチェックのスポーツシャツの布片３片と、２月５日に差し押さえた②赤と茶のチェック柄の布片１片（本件袖片）について、①のうち１片に人血の付着を認め、その血液型はＡ型と判定されたが、その他の２片及び②については、血液の付着を証明し得ない旨を記載した鑑定書を提出。	
3月30日		追起訴（銃刀法違反、火薬類取締法違反）	
4月5日		熊本地検に対し、本件袖片を含む布片５片、これらが本件公訴提起後に発見された経緯等について記載した捜査報告書を送致。	
4月8日			確定審第一審第１回公判期日 亡Ａは、起訴状記載の本件公訴事実を概ね認める陳述。
6月25日			確定審第一審第４回公判期日 亡Ａは、被告人質問において、「被害者を殺害した際の自身の行動について、ほとんど記憶がない。殺害前後の自身の行動の一部につき記憶がない。」などと供述。
8月13日			確定審第一審第５回公判期日 亡Ａは、被告人質問において、本件殺人事件の犯行を全面的に否認。否認に転じた理由について、「第１回公判より前の交替前弁護人との打ち合わせにおいて、否認したい意向を同弁護人に伝えたが、いろいろ協議した結果、第１回公判では認める方向の陳述となった。」、「事実を認めてくれれば、無罪になると信じていた。」などと供述。